

○美術館協議会条例

昭和五十六年七月十八日

宮城県条例第二十一号

改正 平成一七年三月二五日条例第一一号

平成二四年三月二三日条例第五号

令和五年三月二四日条例第一六号

美術館協議会条例をここに公布する。

美術館協議会条例

(設置)

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、宮城県美術館に宮城県美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（令五条例一六・一部改正）

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(任命の基準)

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

（平二四条例五・追加）

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平一七条例一一・一部改正、平二四条例五・旧第三条繰下）

(会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（平二四条例五・旧第四条繰下）

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二四条例五・旧第五条繰下)

(部会)

第七条 協議会に、美術品収集専門部会（以下「部会」という。）を置き、美術品の収集に関する事項を調査審議する。

- 2 協議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置く。
- 3 部会委員は、八人以内とし、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選によつて定める。
- 5 第四条の規定は部会委員について、前二条（第五条第一項を除く。）の規定は部会について準用する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて協議会の議決とすることができる。

(平一七条例一一・追加、平二四条例五・旧第六条繰下・一部改正)

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

(平一七条例一一・旧第六条繰下、平二四条例五・旧第七条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十六年十二月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成一七年条例第一一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成二四年条例第五号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年条例第一六号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。